

財務省、文部科学省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号
環境省、防衛省

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十八号）第九条の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 盛山 正仁

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

防衛大臣 木原 稔

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
[削る]	<p>(磁気ディスクにはり付ける書面)</p> <p>第十四条 前条の磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジに限る。）には、日本産業</p>

規格 X 六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 事業所の名称
- 三 提出年月日

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。